

健康食品の表示・広告の見方



消費者庁表示対策課
食品表示対策室
平成29年1月15日



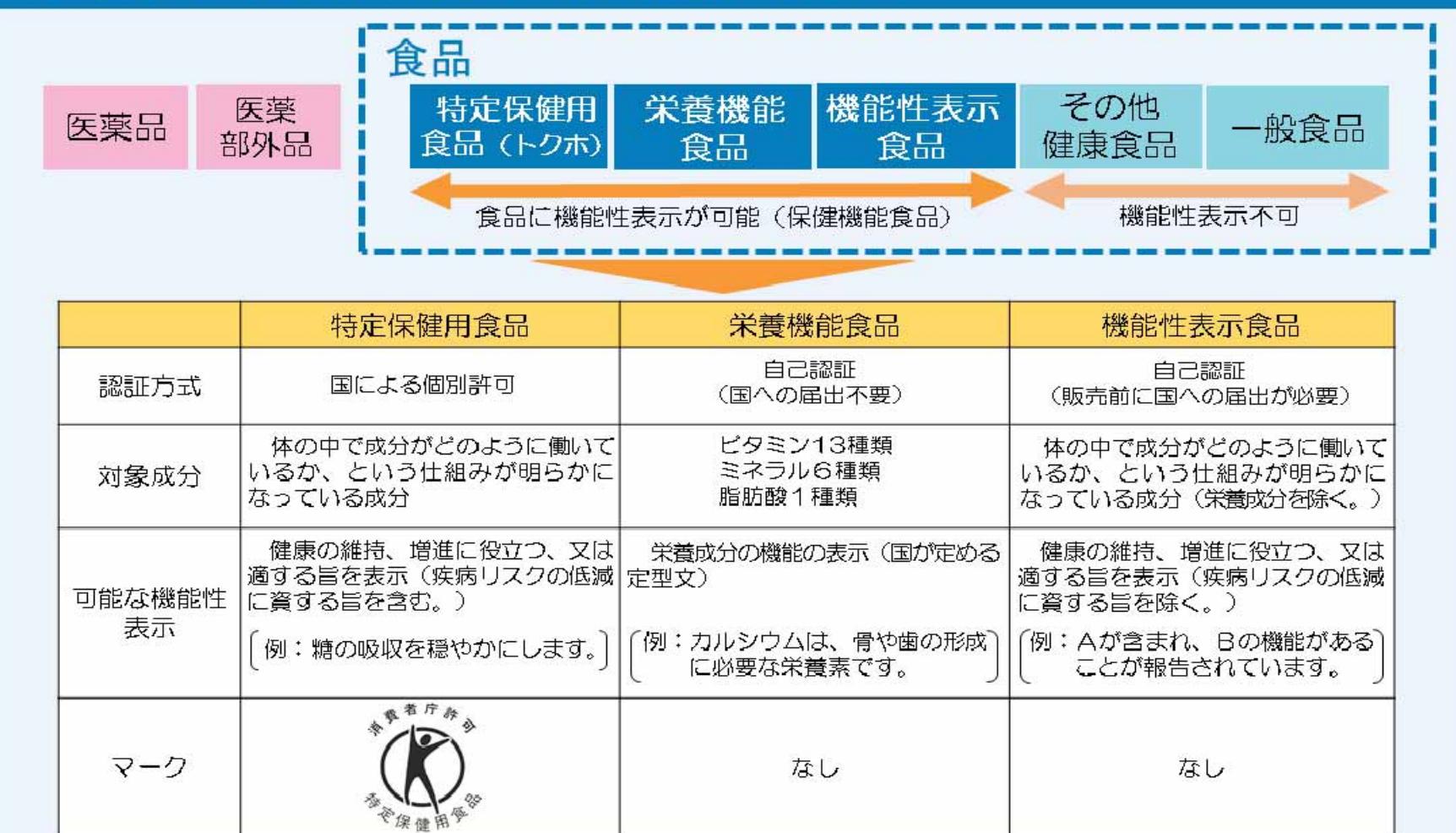
本日のトピックス

- ① 健康食品の表示の見方
- ② 誇大表示・広告の禁止
- ③ 違反事例
- ④ 信頼できる情報源
- ⑤ バランス食生活

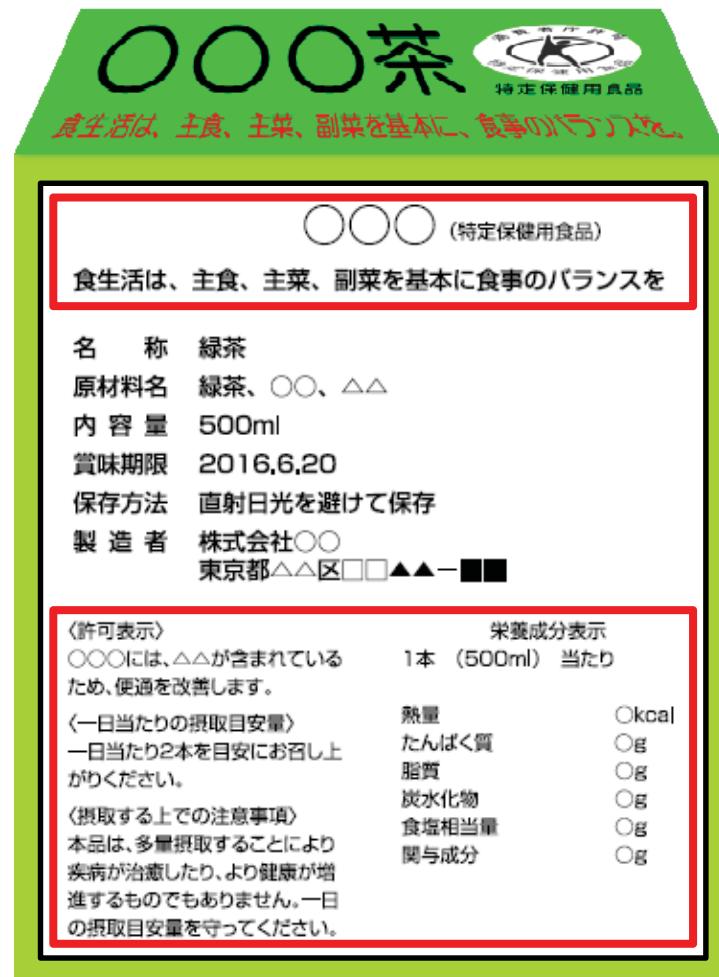


① 健康食品の表示の見方

機能性が表示されている食品について



① 健康食品の表示の見方



機能性が表示されている食品を購入する際は、**キャッチコピーだけでなく、パッケージの表示をしっかり確認しましょう！**

機能性が表示されている食品のパッケージ上の主な記載内容

- ① 特定保健用食品、栄養機能食品又は機能性表示食品である旨
- ② 機能性の内容
- ③ 1日当たりの摂取目安量
- ④ 摂取する上での注意事項

② うそや誤認させる表示・広告の禁止



● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示(これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。)に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。



こうした表示は、医師による診断・治療がなくとも病気が治るとの誤認を与え、治療の機会を逸したり、病気を悪化させるおそれがあります。



健康への効果は、個人差があり、現存する製品の中で最高に効果があることを立証することは、一般的には困難であり、このような表示は、誤認を与えます。



体験談は、あくまで利用者の感想であり、都合の良い箇所のみ抜粋して掲載されている場合があります。効果を保証する科学的根拠がない場合もあるので注意が必要です。



③ 違反事例 1 (景品表示法)

(株)コマースゲートに対する措置命令【平成25年12月5日公表】



あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていました。



景品表示法の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、(株)コマースゲートから資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

③ 違反事例 2 (景品表示法)

(株)全日本通販に対する措置命令【平成27年5月22日公表】



あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。



景品表示法の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、(株)全日本通販から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

③ 違反事例3（景品表示法）

（株）三貴に対する措置命令【平成27年2月10日公表】



あたかも、対象商品を摂取するだけで、**ガン等の疾病及び老化を予防する効果が得られるかのように示す表示**をしていた。



景品表示法の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、(株)三貴から資料が提出されたが、当該資料は**当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった**。

③ 違反事例 4（健康増進法）

ライオン(株)に対する勧告【平成28年3月1日公表】

あたかも、本件商品に血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているかのように示し、また、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果を得られるかのように示す表示をしていた。



血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているものではなく、また、高血圧は薬物治療を含む医師の診断・治療によらなければ一般的に改善が期待できない疾患であって、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られるとは認められないものである。

④ 信頼できる情報源

健康食品に関する信頼できる情報源の提供について

消費者庁では、健康食品の安全性や有効性について、消費者の方々に向けた情報提供の充実を図るための「セカンドオピニオン事業」に取り組んでいます。

セカンドオピニオン事業とは？

広告宣伝されている健康食品の有効成分について、医学や薬学など複数の専門家に科学的見地から有効性等の評価を依頼し、その情報を不当表示の取締りや「健康食品」の安全性・有効性情報の素材情報データベースを介した消費者の方々への情報提供に活用していく事業です。

信頼できる情報源として、国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性に関する素材情報データベースを御活用ください！

QRコード
中止

国立健康・栄養研究所 素材情報データベース

<https://hfnet.nih.go.jp/contents/indiv.html>

(問合せ先) 消費者庁表示対策課健康食品表示対策室
〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館
電話番号: 03-3507-0801(代表)

(平成28年1月作成)

The screenshot shows the homepage of the 'Information system on safety and effectiveness for health foods' (HFNet). The top banner features the logo 'HFNet' and the text '「健康食品」の安全性・有効性情報' (Safety and Effectiveness Information for Health Foods) in large blue and green letters. Below the banner is a cartoon illustration of a woman thinking with a speech bubble asking 'サプリメントで病気は治るの?' (Does a supplement cure disease?). The main content area has a title 'Mr.サプリ' (Mr. Supplement) with a subtitle 'サプリメントへの疑問は、私がお答えいたします!' (I will answer your questions about supplements!). It includes a cartoon character of a scientist with a graduation cap and a bow tie. Below this are five colored buttons: '最新ニュース' (Latest News), '基礎知識' (Basic Knowledge), '新規関連情報' (New Related Information), '話題の食品・成分' (Topics in Food and Components), and '素材情報データベース' (Material Information Database). At the bottom left is a QR code, and at the bottom right is a search bar with the URL 'https://hfnet.nih.go.jp/'.

⑤ バランス食生活啓発活動



【消費者庁ウェブサイトトップページ】



安心安全
豊かにくらせる社会に

豊かに暮らせる社会の実現に向けて、消費者庁は消費者・生活者の利益を第一に考え行動します。

トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。

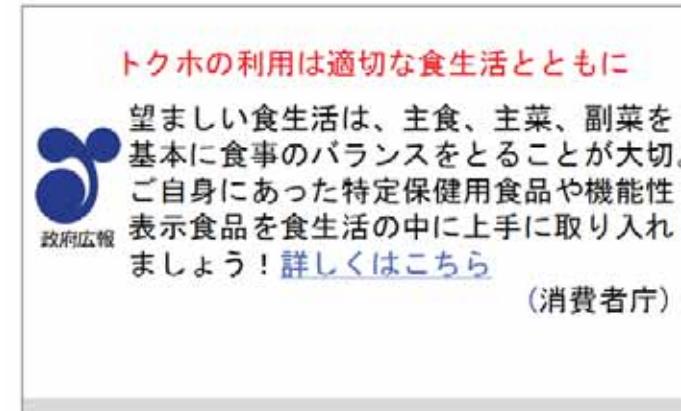
●望ましい食生活を実現するためには、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
●特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。

2015年8月5日（消費者の皆様へ）
● 良いの安心のために【食品表示制度】

消費者の皆様へ



【政府広報モバイル広告】



トクホの利用は適切な食生活とともに

望ましい食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスをとることが大切。ご自身にあった特定保健用食品や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れましょう！詳しくは[こちら](#)

（消費者庁）

【消費者庁ツイッター】

消費者庁
@caa_shohishacho

トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。○望ましい食生活を実現するためには、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。○特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。[詳細を表示](#) ← ↗ ★



消費者の皆様へ

機能性が表示されている食品を購入する際は、キャッチコピーだけでなく、パッケージの表示をしっかり確認しましょう！

パッケージの内容をよく見て選びたいね！

機能性が表示されている食品のパッケージ上の表示内容

① 特定保健用食品や機能性表示食品の表示内容
② 機能性の内容
③ 1日あたりの摂取目安量
④ 摂取する上での注意事項

こちらに注目！

機能性（機能の表示内容）が表示されている食品について

項目	特定保健用食品	機能性表示食品	一般食品
表示内容	特定保健用食品の表示内容	機能性表示食品の表示内容	一般的な表示内容
表示方法	特定保健用食品の表示方法	機能性表示食品の表示方法	一般的な表示方法
表示範囲	特定保健用食品の表示範囲	機能性表示食品の表示範囲	一般的な表示範囲
表示期間	特定保健用食品の表示期間	機能性表示食品の表示期間	一般的な表示期間

消費者庁